１号物件

印紙

造林事業請負契約書（案）

１　事　業　名　　造林事業（下刈作業外２）請負
２　履 行 場 所　　大分県大分市大字入蔵
　　浅内国有林　２７つ１０林小班外８
　　別冊、図面のとおり

３　事 業 内 容　　下刈作業　　１２．４０ｈａ
　　つる切作業　　５．１６ｈａ
　　林道刈払い作業　　０．８４ｈａ
　　（別紙作業内訳書のとおり）
４　事 業 期 間　　契約締結の翌日から平成２６年８月２８日　まで
（ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙、作業内訳書のとおり）

５　作 業 仕 様　　別冊、作業仕様書のとおり

６　請 負 金 額　　金○，○○○，○○○円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金○○，○○○円也）

７　選 択 条 項
別冊約款中選択される条項は次のとおりであるが、そのうち適用されるものは○印、適用されないものは×印である。

適用削除の区分	選　択　条　項	
×	契約保証金の納付	第４条第１項第１号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供	第４条第１項第２号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証	第４条第１項第３号
×	公共工事履行保証証券による保証	第４条第１項第４号
×	履行保証保険契約の締結	第４条第１項第５号
×	支給材料及び貸与品	第１５条
○	部分払　（作業期間中　１回以内とする）	第３４条
×	前金払　　請負金額の　　／１０以内とする	第３６条第１項
×	中間前金払 請負金額の　　／１０以内とする	第３６条第３項

８　支給材料及び貸与物件

品　名	品質規格	数　量	引渡予定場所	引渡予定月日

９　特約事項　　別紙特約条件のとおり
（使用材料は、別紙、特約事項内訳書のとおりとし、請負者が購入する）

上記の事業について、発注者　分任支出負担行為担当官　大分森林管理署長　有村孝一と　請負者　○○○○○○　○○○○は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び平成２６年○月○日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款及び平成２６年○月○日に交付した造林事業請負標準仕様書によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙、共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。
本契約の証として本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を所有する。

平成２６年○月○日

発注者（甲）　住　所　大分市王子北町３番４６号
分任支出負担行為担当官
大分森林管理署長　有　村　孝　一　印

請負者（乙）　住　所　○○市○○
○○○○○○
○○○○○　　○　○　○　○　印

【注】請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。
【例】　請負者　○○共同事業体
代表者　○○林業株式会社
住　所　○○市○○
代表取締役　○○　○○　印
○○林業株式会社
住　所　○○市○○
代表取締役　○○　○○　印
○○林業株式会社
住　所　○○市○○
代表取締役　○○　○○　印

（別紙）　　1号物件

作　業　内　訳　書

作業種	林小班	作業区分（下刈年次）	区域面積（ha）	控除面積（ha）	契約面積（ha）	作業期間		使用材料		備考
						自	至	品名	数量	
下刈	27つ10	全刈(4)	0.97		0.97	契約の翌日	H26.8.28			臼杵
下刈	2055と5	全刈(3)	5.43	2.78	2.65	契約の翌日	H26.8.28			竹田
下刈	2055と3	全刈(5)	3.44	1.59	1.85	契約の翌日	H26.8.28			竹田
下刈	2051は3	全刈(6)	3.47	1.18	2.29	契約の翌日	H26.8.28			竹田
下刈	2055に2	全刈(7)	2.51		2.51	契約の翌日	H26.8.28			竹田
下刈	2055に7	全刈(6)	2.39	0.26	2.13	契約の翌日	H26.8.28			竹田
小計			18.21	5.81	12.40					
つる切	2055に2		2.51		2.51	契約の翌日	H26.8.28	ﾗｳﾝﾄﾞｱｯﾌﾟﾏｯｸｽﾛｰﾄﾞ	5.2L	竹田
つる切	2055と5		5.43	2.78	2.65	契約の翌日	H26.8.28	ﾗｳﾝﾄﾞｱｯﾌﾟﾏｯｸｽﾛｰﾄﾞ	2.8L	竹田
小計			7.94	2.78	5.16					
林道刈払い	神角寺林道		0.84		0.84	契約の翌日	H26.8.28			竹田
小計										
合　計			26.99	8.59	18.40					

【留意事項】1. 作業種、林小班、作業区分毎に記入すること。
2. 使用材料については、品名、数量を記番毎に記入すること。
3. 各作業毎の作業方法は、作業区分の欄に記入すること。
4. 使用材料がある場合は、使用材料規格内訳書を添付すること。

造林事業（下刈作業外２）請負　特約事項内訳書　１号物件
【　請負者購入分　】

平成２６年５月２０日付け入札公告、造林事業（下刈作業外２）請負に伴う使用材料については、下記品質規格同等品及びその規格品以上とする。

記.

物件番号	品　名	規　　格	数　量	適　用
１号	ラウンドアップマックスロード		８Ｌ	

２号物件

印紙

造林事業請負契約書（案）

1　事　業　名　　造林事業（下刈作業）請負
2　履 行 場 所　　大分県佐伯市大字青山
　　青山国有林　１１７か林小班外６
　　別冊、図面のとおり

3　事 業 内 容　　下刈作業　　２６．７０ｈａ
　　（別紙作業内訳書のとおり）
4　事 業 期 間　　契約締結の翌日から平成２６年８月２８日　まで
　（ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙、作業内訳書のとおり）

5　作 業 仕 様　　別冊、作業仕様書のとおり

6　請 負 金 額　　金○，○○○，○○○円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金○○，○○○円也）

7　選 択 条 項
別冊約款中選択される条項は次のとおりであるが、そのうち適用されるものは○印、適用されないものは×印である。

適用削除の区分	選　択　条　項	
×	契約保証金の納付	第４条第１項第１号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供	第４条第１項第２号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証	第４条第１項第３号
×	公共工事履行保証証券による保証	第４条第１項第４号
×	履行保証保険契約の締結	第４条第１項第５号
×	支給材料及び貸与品	第１５条
○	部分払　（作業期間中　１回以内とする）	第３４条
×	前金払　　請負金額の　　／１０以内とする	第３６条第１項
×	中間前金払 請負金額の　　／１０以内とする	第３６条第３項

8　支給材料及び貸与物件

品　名	品質規格	数　量	引渡予定場所	引渡予定月日

9　特約事項　　別紙特約条件のとおり
（使用材料は、別紙、特約事項内訳書のとおりとし、請負者が購入する）

上記の事業について、発注者　分任支出負担行為担当官　大分森林管理署長　有村孝一と　請負者　○○○○○○　○○○○は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び平成２６年○月○日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款及び平成２６年○月○日に交付した造林事業請負標準仕様書によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙、共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。
本契約の証として本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を所有する。

平成２６年○月○日

発注者（甲）　住　所　大分市王子北町３番４６号
分任支出負担行為担当官
大分森林管理署長　有村孝一　印

請負者（乙）　住　所　○○市○○
○○○○○○
○○○○○　○○○○　印

【注】請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。
【例】　請負者　○○共同事業体
代表者　○○林業株式会社
住　所　○○市○○
代表取締役　○○　○○　印
○○林業株式会社
住　所　○○市○○
代表取締役　○○　○○　印
○○林業株式会社
住　所　○○市○○
代表取締役　○○　○○　印

（別紙）　　2号物件

作 業 内 訳 書

作業種	林小班	作業区分（下刈年次）	区域面積（ha）	控除面積（ha）	契約面積（ha）	作業期間		使用材料		備考
						自	至	品名	数量	
下刈	117か	全刈(6)	1.94		1.94	契約の翌日	H26.8.28			青山
下刈	125へ	全刈(5)	11.05	4.26	6.79	契約の翌日	H26.8.28			青山
下刈	108と	全刈(2)	4.36	0.43	3.93	契約の翌日	H26.8.28			直川
下刈	1047は	全刈(4)	2.22	0.51	1.71	契約の翌日	H26.8.28			大原
下刈	1047ほ	全刈(3)	8.00	4.34	3.66	契約の翌日	H26.8.28			大原
下刈	1047り1	全刈(3)	1.40		1.40	契約の翌日	H26.8.28			大原
下刈	1047ぬ	全刈(3)	7.27		7.27	契約の翌日	H26.8.28			大原
小計										
合　計			36.24	9.54	26.70					

【留意事項】1. 作業種、林小班、作業区分毎に記入すること。
2. 使用材料については、品名、数量を記番毎に記入すること。
3. 各作業毎の作業方法は、作業区分の欄に記入すること。
4. 使用材料がある場合は、使用材料規格内訳書を添付すること。

３号物件

印紙

造林事業請負契約書（案）

１　事　業　名　　造林事業（下刈作業）請負
２　履　行　場　所　　大分県佐伯市字目
　　茅野国有林　１０３０い２林小班外１４
　　別冊、図面のとおり

３　事　業　内　容　　下刈作業　　４８．２４ｈａ
　　（別紙作業内訳書のとおり）
４　事　業　期　間　　契約締結の翌日から平成２６年８月２８日　まで
（ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙、作業内訳書のとおり）

５　作　業　仕　様　　別冊、作業仕様書のとおり

６　請　負　金　額　　金〇，〇〇〇，〇〇〇円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金〇〇，〇〇〇円也）

７　選　択　条　項
別冊約款中選択される条項は次のとおりであるが、そのうち適用されるものは〇印、適用されないものは×印である。

適用削除の区分	選　択　条　項	
×	契約保証金の納付	第４条第１項第１号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供	第４条第１項第２号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証	第４条第１項第３号
×	公共工事履行保証証券による保証	第４条第１項第４号
×	履行保証保険契約の締結	第４条第１項第５号
×	支給材料及び貸与品	第１５条
〇	部分払　（作業期間中　１回以内とする）	第３４条
×	前金払　　請負金額の　　／１０以内とする	第３６条第１項
×	中間前金払 請負金額の　　／１０以内とする	第３６条第３項

８　支給材料及び貸与物件

品　名	品質規格	数　量	引渡予定場所	引渡予定月日

９　特約事項　　別紙特約条件のとおり
（使用材料は、別紙、特約事項内訳書のとおりとし、請負者が購入する）

上記の事業について、発注者　分任支出負担行為担当官　大分森林管理署長　有村孝一と　請負者　〇〇〇〇〇　〇〇〇〇は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び平成２６年〇月〇日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款及び平成２６年〇月〇日に交付した造林事業請負標準仕様書によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙、共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。
本契約の証として本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を所有する。

平成２６年〇月〇日

発注者（甲）　住　所　　大分市王子北町３番４６号
分任支出負担行為担当官
大分森林管理署長　　有　村　孝　一　　印

請負者（乙）　住　所　　〇〇市〇〇
〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇　　〇　〇　〇　〇　　印

【注】請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。
【例】　請負者　〇〇共同事業体
代表者　〇〇林業株式会社
住　所　〇〇市〇〇
代表取締役　〇〇　〇〇　　印
〇〇林業株式会社
住　所　〇〇市〇〇
代表取締役　〇〇　〇〇　　印
〇〇林業株式会社
住　所　〇〇市〇〇
代表取締役　〇〇　〇〇　　印

（別紙）

3号物件

作 業 内 訳 書

作業種	林小班	作業区分（下刈年次）	区域面積（ha）	控除面積（ha）	契約面積（ha）	作業期間		使用材料		備考
						自	至	品名	数量	
下刈	1030い2	全刈(5)	9.78	7.03	2.75	契約の翌日	H26.8.28			藤川内
下刈	1030は1	全刈(5)	3.39	2.35	1.04	契約の翌日	H26.8.28			藤川内
下刈	1030に	全刈(5)	7.52	5.36	2.16	契約の翌日	H26.8.28			藤川内
下刈	1031と	全刈(3)	11.21	1.94	9.27	契約の翌日	H26.8.28			藤川内
下刈	1030ほ2	全刈(4)	8.56	2.77	5.79	契約の翌日	H26.8.28			藤川内
下刈	1031に1	全刈(5)	3.63	3.08	0.55	契約の翌日	H26.8.28			藤川内
下刈	1031ほ1	全刈(5)	6.77	3.66	3.11	契約の翌日	H26.8.28			藤川内
下刈	1031へ	全刈(4)	15.06	11.55	3.51	契約の翌日	H26.8.28			藤川内
下刈	1031ち	全刈(5)	11.06	2.15	8.91	契約の翌日	H26.8.28			藤川内
下刈	1033ろ	全刈(3)	10.02	6.20	3.82	契約の翌日	H26.8.28			藤川内
下刈	1041い1	全刈(5)	2.49	0.15	2.34	契約の翌日	H26.8.28			藤川内
下刈	1041い2	全刈(5)	0.89	0.24	0.65	契約の翌日	H26.8.28			藤川内
下刈	1041い3	全刈(5)	1.41	0.14	1.27	契約の翌日	H26.8.28			藤川内
下刈	1038ろ	全刈(5)	2.33	0.06	2.27	契約の翌日	H26.8.28			藤川内
下刈	1038は	全刈(5)	1.13	0.33	0.80	契約の翌日	H26.8.28			藤川内
合　計			95.25	47.01	48.24					

【留意事項】1. 作業種、林小班、作業区分毎に記入すること。

2. 使用材料については、品名、数量を記番毎に記入すること。

3. 各作業毎の作業方法は、作業区分の欄に記入すること。

4. 使用材料がある場合は、使用材料規格内訳書を添付すること。

別紙　特約条件1

特　約　条　件

狩猟及び有害鳥獣捕獲の実施に対する安全対策について

1. 有害鳥獣捕獲等の情報収集を行い，関係市町村等に対して作業箇所，作業期間等を連絡し，入林禁止への協力を求めること。

2. 作業開始前に作業地につながっている林道・作業道・歩道の入り口に「作業中発砲禁止」「○km先作業中につき入林禁止」等（横断幕，標示板）の表示を行うこと。

3. 作業地周辺等については，作業地の入口，作業地に通じる歩道等の要所要所に「発砲禁止」等の表示を行うこと。

4. 狩猟及び有害鳥獣の捕獲期間は，呼び笛又はラジオ等により存在を明らかにし服装等を目立つものとするよう指導すること。

5. 作業地周辺で発砲があり，危険な状態が発生した場合は直ちに作業を中断し呼び笛等で存在を知らしめた後，監督職員又は本署へ連絡し指示を受けること。

6. 狩猟者及び捕獲従事者が入林禁止区域に入ってきた場合は，この区域から直ちに退去するよう申し入れること。
この申し入れに応じない場合又は異常な行動をとった場合は，監督職員又は本署へ連絡し指示を受けること。

別紙　特約条件2
様式(7の1)

特　約　条　件

1. 下刈作業において乙が折損した苗木の折損率が、条件3に定める許容折損率を超える場合は、その超える率に対応した本数について、甲は損害賠償の請求をすることができる。

　賠償額は、別に定める賠償基準により計算した額とする。

2. 前項の賠償請求は、最終検査終了後3ヶ月以内に行うものとする。

3. 苗木の許容折損率はつぎのとおりとし、2回刈の場合は2回目終了後の累計折損率とする。

林　齢	1　年	2　年	3　年	4年以上
折　損　率	3%	3%	2%	1%

(注)　林齢1年は、年度末植及び春植とするが前年の秋植も含むものとする。

　以上これを基準とした林齢による。

○○大分管第○○○号　　契約書の別冊

下刈作業仕様書

1. 作業方法等
　(1)人力又は、人力機械併用による下刈
　　ア. 全刈
　　全刈は、区域全面を刈払うこと。
　　イ. 筋刈
　　筋刈は、現地の状況に応じて等高線刈、又は縦列刈とし、刈幅は1m以上とすること。
　　ウ. 坪刈
　　坪刈は、造林木を中心として、半径60cm以上を刈払うこと。

　(2)除草剤による下刈
　　除草剤による作業要領は、除草剤使用仕様書のとおりとする。

2. 作業上の留意事項
　(1)刈払に当たっては、植栽木を損傷しないように注意すること。
　(2)刈高は、植栽木の樹高の1／3以下の高さとするが、植付後1・2年の箇所は出来るだけ低く刈払うこと。
　(3)刈払った雑草木等を植栽木に刈掛け、又は覆いかぶせないよう注意すること。
　(4)造林木に巻きついているつる類は、確実に根元を切断すること。
　(5)刈払後は必ず見回り、刈払いもれがないようにすること。

3. その他
　その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

つる切作業仕様書

１．作業方法等

（１）除草剤又は灯油によるつる切の場合は、別紙、「除草剤使用仕様書」又は「灯油使用仕様書」のとおりとする。

（２）人力によるつる切の場合は、根元を切断し、発芽瘤を残さないようにすること。

２．薬剤による場合の薬剤の購入

乙は、甲の指定する薬剤の品質規格品及び数量を購入し、薬剤の輸送日等について、監督職員と協議し、薬剤の搬送先及び監督職員の指定する場所において、監督職員の検収を受けること。

３．留意事項

（１）つるを切断する場合は、植栽木を損傷しないように注意すること。

（２）除草剤及び灯油を使用する場合は、植栽木に薬害を生じないよう特に注意すること。

４．つるの稚苗

つるの稚苗はできるだけ抜き取ること。

５．その他

その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

除草剤使用作業仕様書

１．作業要領

作業要領は、別紙、作業要領による。

２．除草剤の保管及び取扱い上の注意

（１）除草剤の保管及び取扱は、製品取扱説明書、注意書等を熟読し適切な取扱をすること。

（２）除草剤を取扱う作業者は、防護マスク、防護手袋等の保護具を着用すること。

（３）除草剤による被害が発生したときは、速やかに監督職員に報告して指示を受けること。

３．被害の防止

（１）除草剤が散布区域外へ飛散することを防止するため、風速が次の基準を超えるときは散布を中止すること。（スポット処理を除く）

ただし、この風速以下であっても、周辺の事情から区域外へ飛散するおそれがある場合、又は降雨時や降雨が予想される場合など、天候の事由から作業の続行が適当でないと認められる場合は散布を中止すること。

除草剤の種類	剤　型	風　力	地上１．５ｍの風速	摘　要
脂肪酸系及びピリジン系並びにアミノ酸系、その他	粉　剤	２	３．４	風速＝ｍ／sec
	微粒剤	２	３．４	
	粒　剤	３	５．５	
	液　剤	３	５．５	

（２）人家、養魚場、果樹園、田畑、放牧場等に近い場所では、除草剤が飛散しないように十分注意して散布すること。

（３）林内の河川、用水路等には散布しないこと。
また、水溶剤を稀釈する場合は、これらに流入しないように注意すること。

（４）散布に使用した器具類は河川、用水路等へ流出する恐れがない場所で水洗いすること。

（５）作業中は、樹木の葉や枝の動きにより、又は随時発煙筒等で風向、風速を確かめ安全を確認したうえで実施すること。

（６）除草剤を作業現場へ運搬するときは、途中で紛失しないよう十分注意するとともに、積み卸しの都度数量を確認すること。

（７）容器のふた、袋、箱等の封栓は完全に閉め、運搬中に除草剤がこぼれないように注意すること。

（８）作業現場へ運搬する除草剤は、当日の散布量とし、残量が生じたときは林内に放置することなく所定の保管場所に保管すること。

（９）内袋を開封したものは残さず散布すること。

（10）空の内袋、外装資材等を放置したり焼却しないこと。当日の使用量を確認した上で持ち帰り、購入した薬剤会社へ処理依頼するなど適切な取扱をすること。

４．その他

必要な事項については監督職員の指示に従うこと。

（除草剤使用作業仕様書の附表）
（灯油使用仕様書の附表）

除草剤作業要領（つる枯殺）

１．処理方法は、茎葉処理、根株処理（ノッチ処理法、株頭処理法、さし込み法）とする。

（１）茎葉処理

ア．除草剤が、つるの茎葉全面によく付着するよう、極力朝露が残っている時間帯に散布するように努めること。

イ．散布機を使用する場合は、除草剤が飛散しないように散布対象物に散布機の噴口を近づけて、低圧で散布すること。

ウ．局所的に大量散布をしないこと。

エ．植栽木に除草剤がかからないように注意すること。

オ．作業者は互いに連絡を保ち、除草剤が作業者にかからないように注意すること。

カ．風向きに注意し、風下に向かって散布すること。

キ．散布もれあるいは散布むらがないように注意すること。

ク．散布した後は、なるべく散布区域内を歩かないこと。

（２）根株処理

ア．ノッチ処理法

（ア）つる類の株頭または、その近くのつる茎に鉈目をいれ、洗浄瓶または油差し等を利用して薬剤がよくしみ込むように注入する。

（イ）つるが株頭から２本以上に分岐している場合は、それぞれのつるに鉈目を入れて薬剤を注入する。

鉈目のいれ方

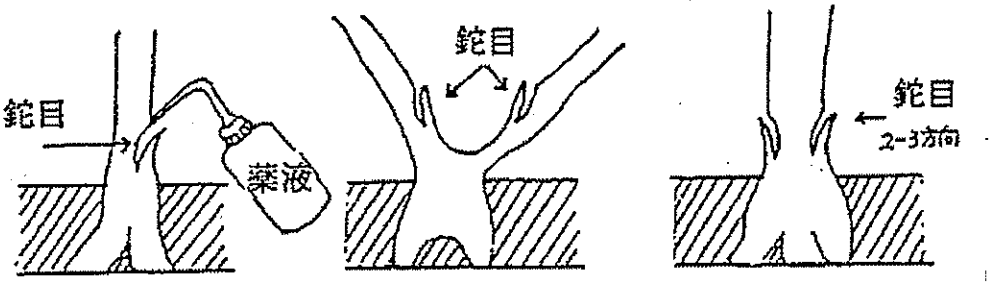

イ．株頭処理法

（ア）株頭切断法

ａ　つる類が植栽木にまきついていない場合に限り、株頭を地際から水平に切断し、その断面に薬剤を施剤する。

ｂ　灯油を使用する場合は、つるの根元を掘り下げて発芽瘤の部分を水平に切断し、切断面に傷を入れ、したたる程度施剤すること。

（イ）株頭処理（冬場処理）

ａ　冬場の１１月～３月につる枯殺を行う場合でも、切断しないで処理することとするが、やむを得ず切断する場合は、株頭を地際から水平に切断し、切断面にナタ等でキズを入れ薬剤を注入塗布する。

ｂ　株頭が地際に見えない場合は、地際に最も近いつる茎に鉈目をいれて薬剤を注入する。（この場合の処理方法はノッチ処理方法に準ずる。）

鉈目のいれ方

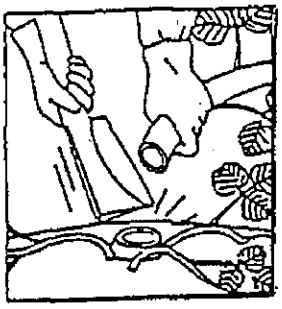

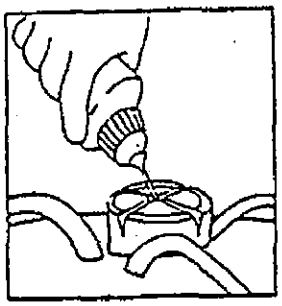

ウ．さし込み法

（ア）つるを切断しないで発芽瘤（困難な場合は，それに近い茎の部分）にキリで穴をあけ木針の薬剤を含んだ部分が隠れる程度に深く差し込むこと。
この場合、木針の先がつるを貫通しないように注意すること。

（イ）やむを得ずつるを切断する場合は、発芽瘤から１．５～２．０ｍの長さにつるを切断して、必ず発芽瘤にキリで穴をあけ、木針の薬剤を含んだ部分が隠れる程度に深く差し込むこと。

（ウ）植栽木の根元から３０cm以内にあるつるには施剤せず、発芽瘤の５～１０cm下から切断すること。

エ．根株処理ができない小径株は、必ず地際から切断すること。

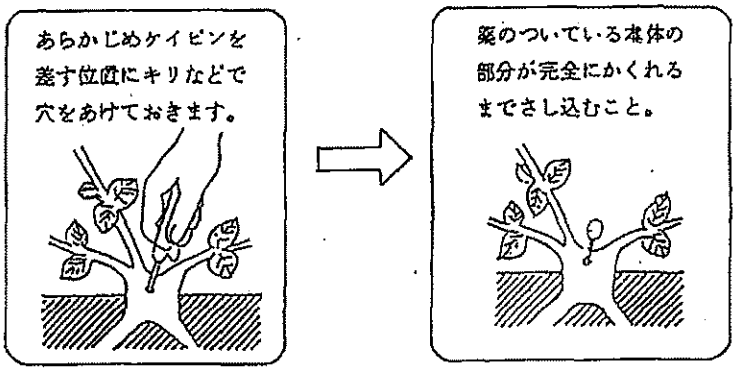

仕様書（除草作業）

林道等の除草作業仕様書

1．除草作業事業量等は次のとおりとする。

林道等名	作業着手起点	作業終了地点	作業延長	刈払幅	適　要
神角寺林道	神角寺林道入り口	２０５１ろ２	２，１００ｍ	４ｍ	

2．甲が指定した作業着手起点から作業終了地点までの間において、通行の支障となるカヤ等の雑草木及び雑灌木（以下、「雑草木」という。）を刈払うこと。

3．林道等に造林地が隣接している場合は、植栽木を損傷しないように注意すること。

4．刈払った雑草木は、林道等の通行の支障にならないように適切に処理すること。

5．その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

別冊

暴力団排除に関する特約条項

（属性要件に基づく契約解除）

第１条　甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1)　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2)　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3)　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4)　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5)　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）

第２条　甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1)　暴力的な要求行為

(2)　法的な責任を超えた不当な要求行為

(3)　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4)　偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為

(5)　その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第３条　乙は、第１条の各号及び第２条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

２　乙は、前２条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確

約する。

（再請負契約等に関する契約解除）

第４条　乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

２　甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第５条　甲は、第１条、第２条及び前条第２項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

２　乙は、甲が第１条、第２条及び前条第２項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第６条　乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

この契約の証として本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を保有する。

平成　　年　　月　　日

発注者　住　所

　　氏　名　　印

請負者　住　所

　　氏　名　　印

（注）請負者が共同企業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同企業体の名称並びに代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。